

令和6年度第2回山形市動物愛護推進協議会

日 時：令和7年2月17日（月）

午後1時30分～

場 所：動物愛護センター 多目的ルーム

次 第

1 開 会

2 健康医療部長あいさつ

3 報告事項

(1) 令和6年度事業について

資料1

(2) 山形市における飼い主のいない猫の苦情件数と行政施策の効果について

資料2

4 協議事項

(1) （仮称）わんにゃんポートサポーター制度について（素案）

資料3

5 そ の 他

6 閉 会

協議会委員名簿

団体名	役職名	氏名
(公社) 山形県獣医師会	常務理事	松野 尚
(公社) 山形県獣医師会	理事	名和 祐子
J K C 山形県クラブ連合会	副会長	柏倉 美輝男
みしま町内会地域猫活動部	代表	相橋 恭子
村山動物愛護推進有志の会	会員	佐藤 香織
山形市自治推進委員長 連絡協議会	会長	宮舘 照彦
大郷地区町内連合会	会長	菱沼 健一

【事務局】

所属	役職名	氏名
健康医療部	部長	奥山 泰子
健康医療部生活衛生課 動物愛護センター	センター長	桜井 武
動物愛護センター	主幹	佐竹 優
動物愛護センター	主査獣医師	笹原 智世
動物愛護センター	主査獣医師	根市 千賀子
動物愛護センター	主任	小木曾 正義
動物愛護センター	主任獣医師	平野井 浩
動物愛護センター	獣医師	阿部 浩宜

令和 6 年度事業について

1 犬・猫の収容、返還、譲渡、処分の状況

(1) 収容

単位：頭

区分			令和 6 年度 (1月末時点)	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
種別	根拠法令	事務の種別						
犬	動物の愛護及び管理に関する法律	引取り	0	0	1	1	1	2
		負傷動物保護	0	0	0	0	0	0
	狂犬病予防法 山形市動物の愛護及び管理に関する条例	捕獲	13	9	13	16	17	17
	小計		13	9	14	17	18	19
猫	動物の愛護及び管理に関する法律	引取り	2	40	30	16	26	42
		負傷動物保護	82	97	156	93	98	49
	小計		84	137	186	109	124	91
合計			97	146	200	126	142	110

(2) 返還、譲渡

単位：頭

区分			令和 6 年度 (1月末時点)	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
種別	根拠法令	事務の種別						
犬	山形市動物の愛護及び 管理に関する条例	返還	13	8	13	14	14	14
		譲渡	0	1	1	2	4	4
	小計		13	9	14	16	18	18
猫	山形市動物の愛護及び 管理に関する条例	返還	5	3	1	1	4	2
		譲渡	62	90	142	86	84	52
	小計		67	93	143	87	88	54
合計			80	102	157	103	106	72

(3) 処分

単位：頭

区分			令和 6 年度 (1月末時点)	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度
種別	根拠法令	事務の種別						
犬	狂犬病予防法	譲渡不適（注 1）	0	0	0	0	0	0
		収容中死亡	0	1	1	0	0	0
	小計		0	1	1	0	0	0
猫	動物の愛護及び管理に 関する法律	譲渡不適（注 1）	11	6	3	4	13	24
		収容中死亡	20	33	22	18	17	7
	小計		31	39	25	22	30	31
合計			31	40	26	22	30	31

（注 1）譲渡不適：治療の見込みがない病気や攻撃性がある等のため、致死処分を行ったもの。

(4) 処分保留数（センターに保護されている動物の頭数）

単位：頭

区分	令和6年度 (2.10時点)	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
犬	0	0	1	2	1	1
猫	18	35	30	12	12	6

2 犬・猫の苦情・相談件数

単位：件

区分		令和6年度 (1月末時点)	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
種別	相談の種別						
犬	負傷	0	1	2	1	0	1
	財産等被害	0	1	0	0	0	0
	放し飼い・逸走	22	41	27	40	52	54
	捨て犬	0	2	1	0	0	3
	多頭飼育	0	0	0	0	0	0
	糞尿・悪臭	3	13	27	29	4	3
	鳴き声	10	14	11	7	7	5
	虐待	3	4	2	2	1	8
	引取り	2	6	18	14	8	13
	その他	55	35	45	100	82	98
	(内訳) 飼い犬に関すること	20	4	9	16	20	13
	譲渡希望／飼い主探し	4	7	12	29	34	53
	咬傷事故	7	8	10	9	11	13
	その他	24	16	14	46	17	19
小計		95	117	133	193	154	185
猫	負傷	66	90	129	87	94	59
	財産等被害	3	3	0	2	5	1
	放し飼い・逸走	14	23	22	31	18	36
	捨て猫	3	6	9	11	8	8
	多頭飼育	7	7	9	11	9	11
	糞尿・悪臭	42	44	64	70	47	73
	鳴き声	1	2	2	4	6	2
	虐待	1	3	6	3	5	3
	引取り	36	20	93	117	124	184
	その他	383	417	230	410	337	353
	(内訳) 飼い猫に関すること	3	8	11	23	19	23
	野良猫に関すること（エサやり含む）	185	178	96	114	87	129
	譲渡希望／飼い主探し	53	82	55	160	117	145
	不妊・去勢手術費補助金	48	69	36	-	-	
	その他	94	80	32	113	114	56
小計		556	615	564	746	653	730
合計		651	732	697	939	807	915
※猫のトラブルに関する相談件数		292	286	301	363	309	447

3 犬の登録、狂犬病予防注射実施状況

単位：頭

区分	令和6年度 (1月末時点)	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
新規登録数（頭）	560	651	674	645	653	558
登録総数（頭）	8,871	9,117	9,319	9,503	9,497	9,564
予防注射接種頭数（頭）	7,883	8,023	8,146	8,329	8,345	8,553
接種率（％）	88.9	88.0	87.4	87.6	87.9	89.4

4 猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業について

【補助金交付実績】

区分	令和 6 年度 (1月末時点)	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
不妊手術(メス)	228件	266件	262件	250件	124件
	2,280,000円	2,660,000円	2,620,000円	2,000,000円	992,000円
去勢手術(オス)	133件	176件	186件	119件	79件
	665,000円	880,000円	930,000円	595,000円	395,000円
合計	361件	442件	448件	369件	203件
	2,945,000円	3,540,000円	3,550,000円	2,595,000円	1,387,000円

参考：令和 6 年度に補助金を活用した町内会

- ①銅町自治会（6 頭） ②出羽 23 区幸町自治会（5 頭）
- ③十日町第二町内会（3 頭） ④宮 11 自治会（2 頭）
- ⑤香澄町一区町内会（1 頭） ⑥竈田一丁目町内会（1 頭）
- ⑦高田自治会（1 頭）

【ガバメントクラウドファンディングの実績】

ふるさと納税の仕組みを利用し、財源の確保だけでなく、猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業を広く周知し、適正飼養の普及啓発や動物の愛護に係る精神の高揚を図った。

実施期間：令和 6 年 8 月 8 日(木)から令和 6 年 11 月 5 日(火)まで（90 日間）

目標金額：2,000,000 円

寄附金額：1,153,222 円（達成率：57.6%）

寄附件数：57 件

内訳	令和 6 年度		令和 5 年度	
	件数	金額	件数	金額
市内	46人	1,055,222円	24人	871,000円
市外県内	1人	10,000円	9人	89,000円
県外	10人	88,000円	24人	497,000円
合計	57人	1,153,222円	57人	1,457,000円

〈参考〉実績比較

区分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
目標金額	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	1,300,000円	1,000,000円
寄附金額	1,153,222円	1,457,000円	1,492,000円	1,556,000円	1,132,500円
支援人数	57人	57人	68人	71人	78人
達成率	57.6%	72.8%	74.6%	119.6%	113.2%

5 地域猫活動団体等支援事業【新規】

飼い主のいない猫の適正な管理を図るため、地域猫活動を行う団体等に対して当該活動に必要となる物品を支給する事業。

【支援対象者】

市内で地域猫活動を行う、

- (1) 市内に存する町内会
- (2) 同一世帯ではない3人以上の市民で構成されるボランティア団体

【支給物品】

支給する物品及び量は、

- (1) 猫用の餌
- (2) 猫用のトイレ材

対象者が地域猫活動の対象としている猫の1月分に相当する量

【申請状況（令和7年1月末時点）】

4件

- ・銅町自治会：5頭分
- ・みしま町内会地域猫活動部：14頭分
- ・十日町第二町内会：9頭分
- ・竈田一丁目町内会：18頭分

【令和7年度の支給について】

支給物品の量を一定の頭数分に固定し、「地域猫活動支援セット」として、餌とトイレ材を1セットで支給する。

予算については、要求時の実績を踏まえ、6団体に対し、それぞれ6頭以上の管理に必要な量を支給できる金額を、令和7年3月市議会定例会に提案する予定。

頭数	猫用の餌	トイレ材
5頭以下	3kg 1パック	63ℓ(9袋分)
6頭以上	3kg 2パック	126ℓ(18袋分)

6 動物愛護絵画コンテスト開催事業【新規】

「動物愛護週間（9月20日(金)～26日(木)）」の行事の一環として、市内の小中学生を対象に絵画を募集し、動物を描くことを通じて動物愛護の精神を育み、命を大切にする心を養うことを目的として「動物愛護絵画コンテスト」を実施した。

【対象者】市内の小中学校に在籍する生徒

【各賞】最優秀賞（1名）、優秀賞（4名） 受賞者には賞状と記念品を授与

【表彰】動物愛護フェスティバル会場にて表彰

【作品展示】全作品

9月20日(金)～9月26日(木) 大郷コミュニティセンター（動物愛護週間）

10月1日(火)～10月10日(木) 山形市保健所3階展示コーナー

10月13日(日) 道の駅やまがた蔵王 樹氷ホール（動物愛護フェスティバル）

【応募作品】108点（小学校：46点、中学校：62点）



7 畜犬登録台帳等の整理

(1) 所在不明犬の確認

狂犬病予防注射の接種を促すハガキ送付後、返送のあった犬を対象として実態を調査し、畜犬登録台帳の整理を行った。

ア 対象

センター管内に登録のある犬のうち、狂犬病予防法第5条に定める狂犬病予防注射を促す郵便ハガキを送付後、あて先不明等で当センターに返送のあった全ての犬。

イ 調査方法

①電話調査 ②現地調査

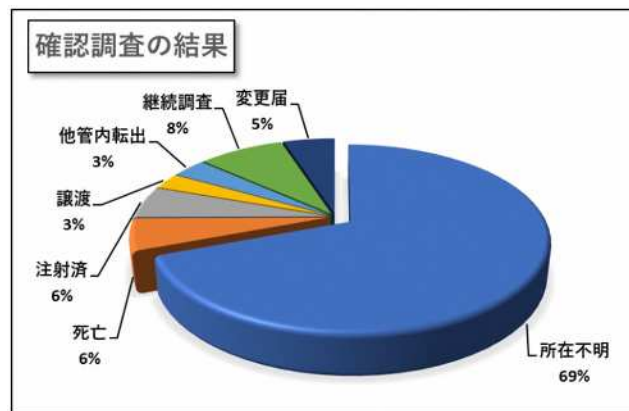
ウ 調査結果

(ア) 1回目調査（春季返送分 142件）

①犬又は犬の所有者の所在が不明	100件
②飼い犬が死亡していた	10件
③他者に譲渡していた	5件
④他の管内に転出していた	6件
⑤登録事項を変更した	9件
⑥狂犬病予防注射を接種していた	8件
⑦継続調査中	4件

(イ) 2回目調査（秋季返送分 37件）

- ①犬又は犬の所有者の所在が不明 24件
- ②狂犬病予防注射を接種していた 2件
- ③継続調査中 11件



エ 措置

- (ア) 死亡届提出による消除 10件
※狂犬病予防法施行令第2条第1項の規定に基づき犬の登録を消除
- (イ) 所在不明による消除 124件
※狂犬病予防法施行令第2条第2項第1号の規定に基づき犬の登録を消除

(2) 老齢犬の飼育状況調査の実施

畜犬登録台帳上、現存する老齢犬の飼育状況を調査・把握し、現状と一致するよう登録原簿の整理を行った。

ア 対象

動物愛護センターが管理している畜犬登録台帳上、令和6年4月1日時点で25歳以上の犬（47頭）

イ 調査方法

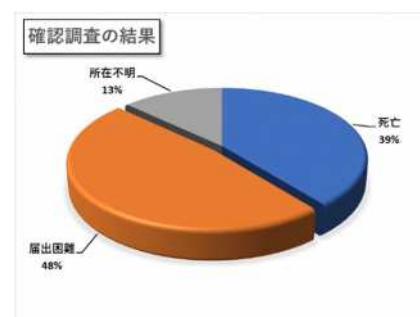
- ①電話調査
- ②現地調査

ウ 調査結果

- ①飼い犬が死亡していた 41件
- ②犬又は犬の所有者の所在が不明 6件

エ 措置

- (ア) 死亡届の提出 18件
※狂犬病予防法施行令第2条第1項の規定に基づき犬の登録を消除
- (イ) 所在不明 6件
※狂犬病予防法施行令第2条第2項第1号の規定に基づき犬の登録を消除
- (ウ) 届出提出困難 23件
※狂犬病予防法施行令第2条第2項第3号の規定に基づき犬の登録を消除
※飼い犬が死亡していたが、死亡届を提出したくない者については、第3号該当として消除



8 愛護に関する取組の状況

- ・譲渡前講習会を月1回（毎月12日）実施 ※8・9月は臨時譲渡前講習会も実施

区分	令和6年度 (2月開催時点)	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
開催回数（回）	11	17	19	22	28	20
うち臨時開催（回）	2	5	8	12	18	不明
受講者数（人）	197	152	304	219	184	150
平均受講者数／回（人）	18	9	16	10	7	8
受講世帯数（世帯）※	152	108	189	150	125	123
平均世帯数／回（世帯）	14	6	10	7	4	6

- ・山形市防災フェスティバルにてペット防災に関するブースを出展（9/28）
- ・動物愛護フェスティバルの開催（10/13 山形県、山形県獣医師会と共催）
- ・愛護教室
 - ①はたらく体験事業 中学校2校
 - ②探究事業 中学校2校、高校4校
 - ③夏の体験ボランティア（対象：高校生） 2日間を3回実施
 - ④霞城公民館のふれあい教室 など
- ・犬、猫の適正飼養チラシの配布

山形市における飼い主のいない猫の 苦情件数と行政施策の効果について

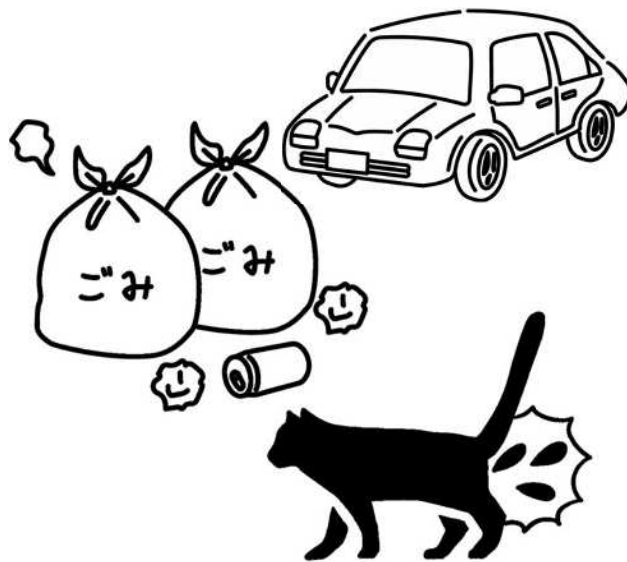
令和7年2月17日（月）

山形市動物愛護センター

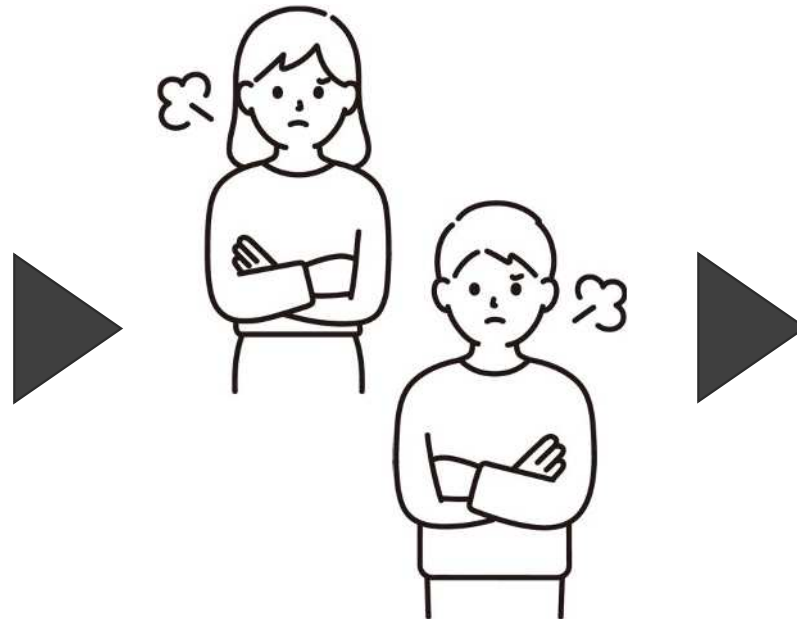
獣医師 阿部 浩宜

背景 飼い主のいない猫（以下、野良猫）問題の概要

野良猫が発生・増加すると...



財産等被害
ごみの散乱
ふん尿被害 など



生活環境被害
住民トラブル

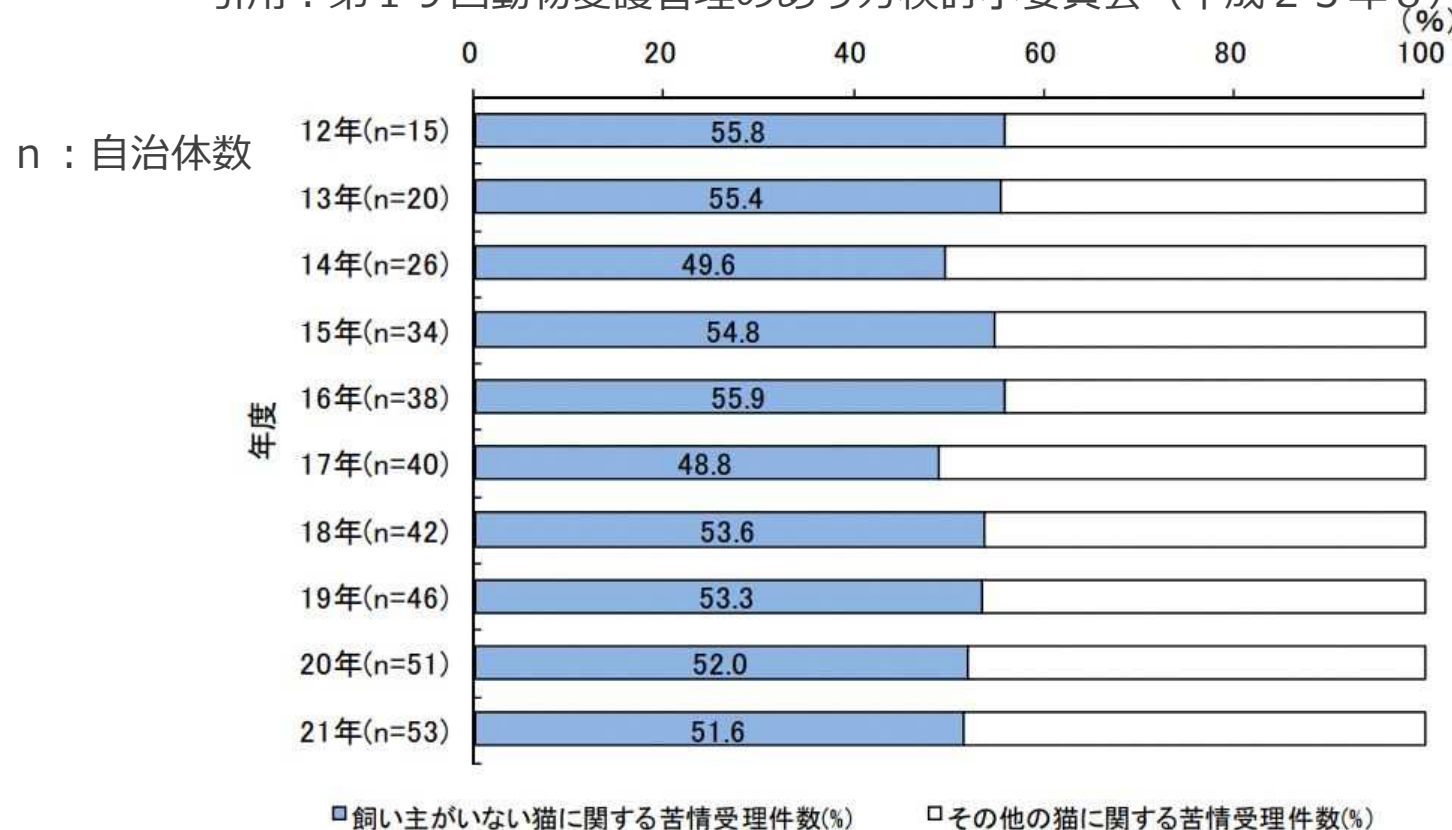


保健所や愛護センター
への苦情に

背景 野良猫問題の概要

猫に関する苦情件数と、このうち野良猫に関する苦情件数

引用：第19回動物愛護管理のあり方検討小委員会（平成23年8月31日）



猫全体に関する苦情件数のうち約半分を野良猫に関する苦情が占めていた

背景 野良猫問題の概要

山形県における猫に関する苦情・相談件数（引用：山形県動物愛護管理推進計画）

	H28	H29	H30	R1	R2
負傷	121	125	127	146	232
財産等被害	7	12	14	9	23
捨て猫	49	39	80	45	53
多頭飼育	15	34	38	65	47
ふん尿・悪臭	84	86	92	131	116
鳴き声	3	4	9	7	10
虐待	11	16	22	12	17
引取り	262	251	381	571	517
その他※	278	346	408	742	702
小計	830	913	1,171	1,728	1,717

※逸走や保護、野良猫や餌やりに関する苦情・相談等

山形県（山形市含む）においても例外ではない
苦情件数は増加傾向にある

背景 山形市における野良猫問題への取組み

○猫の不妊去勢手術費補助金交付事業（令和2年度～）

適正に飼養されていない飼い猫や飼主のいない猫の
繁殖抑制と、周囲への迷惑を未然に防ぐ

メス：10,000円

オス：5,000円

※R2、R3：8,000円

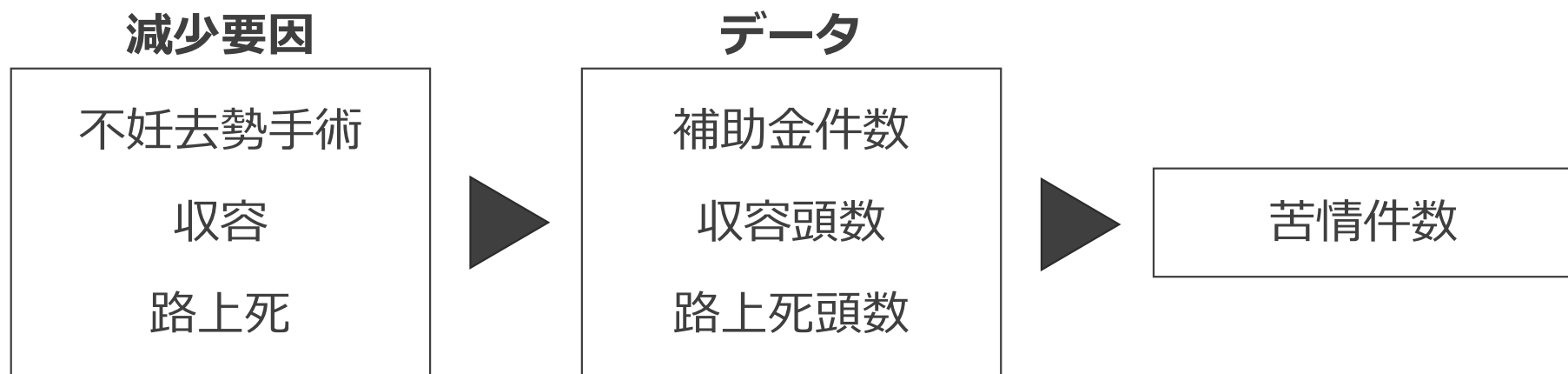
○猫の積極的収容

	R1	R2	R3	R4	R5
所有者の不明な引取り	41	10	13	14	9
負傷動物	49	98	93	156	97
小計	90	108	106	170	106

その他、適正飼養の啓発事業など

調査の目的

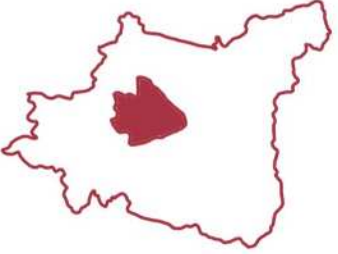
当市の施策が実際にどの程度効果を上げているのか、苦情件数にどのような変化をもたらしているのかについては、十分な検証がされていない



野良猫に関する苦情件数の動向を把握し、減少要因の効果を検証する

データの概要と分析方法

調査期間：令和2年4月～令和6年12月（45か月間）

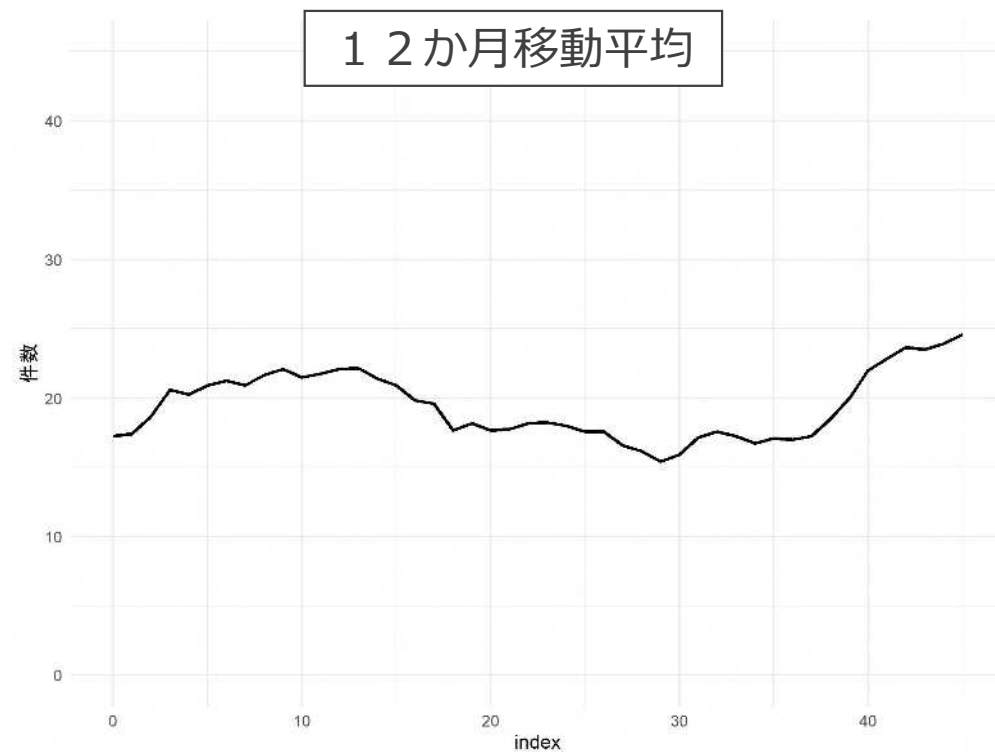
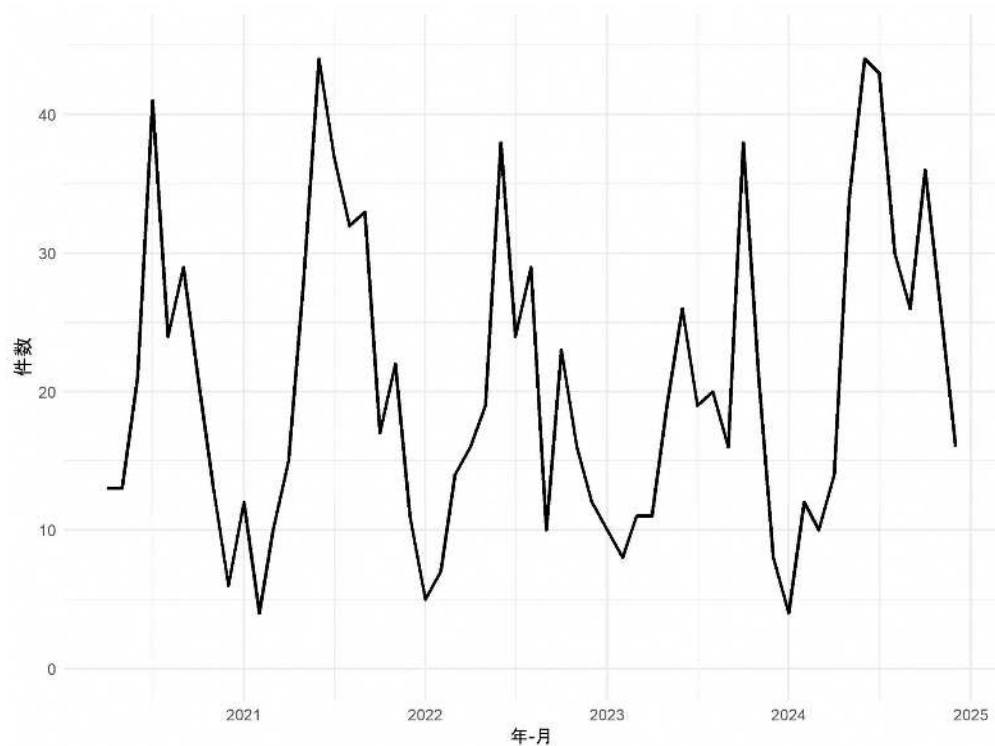
山形市		調査地域	中心市街地	
	1,161	苦情件数	396	
	1,649	補助金件数	702	
	560（負傷及び遺棄）	収容頭数	177（負傷）	
	1,800.91	路上死頭数※	575.38	

※令和3年4月～10月のデータ欠落のため、前年の月頭数と総数から補完した



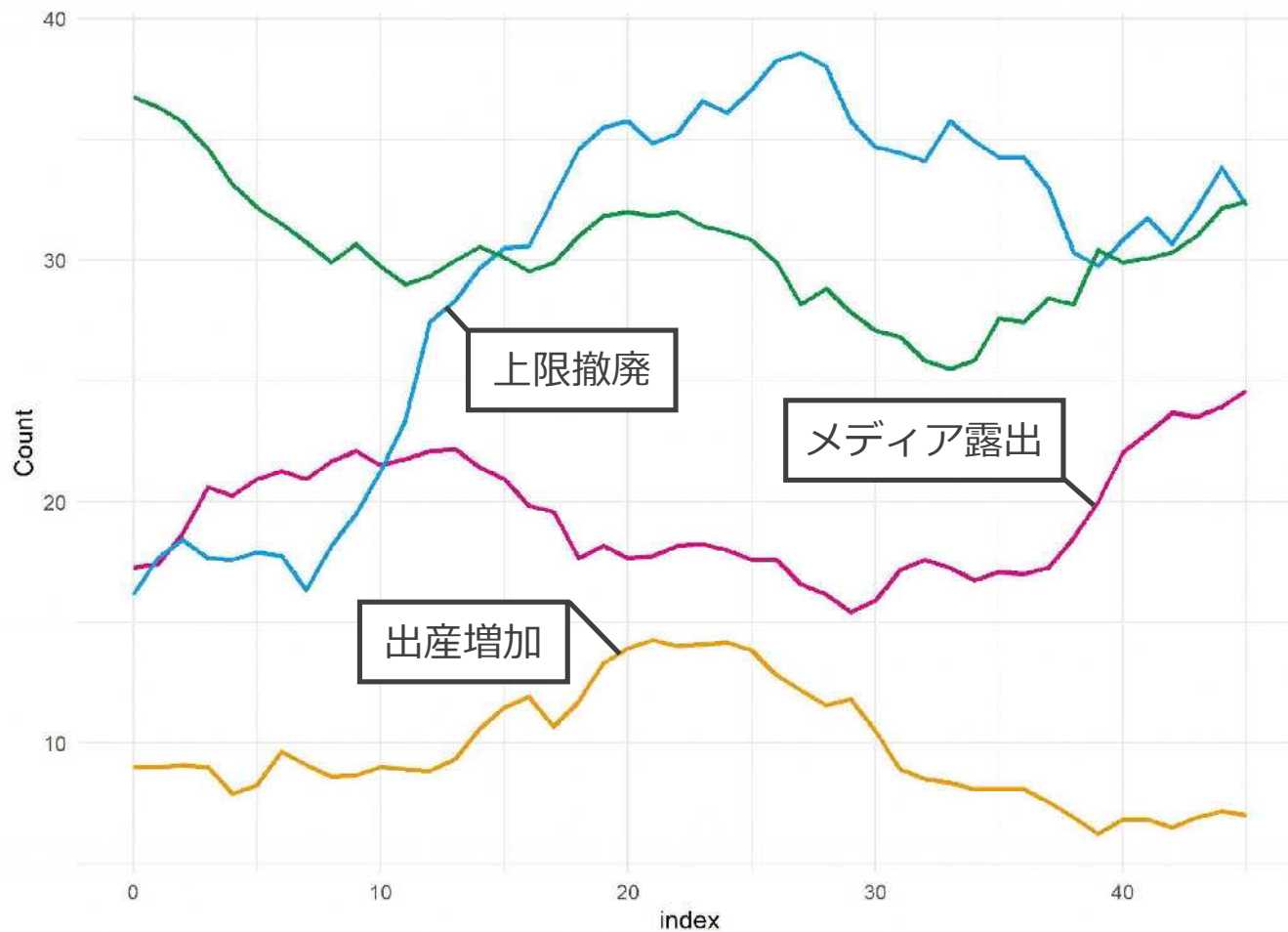
4項目の月別件数において、図表の目視による定性的な分析や
相関分析、回帰分析などの一般的な統計分析方法を実施した

結果 山形市における苦情件数の推移



春～夏に増加、秋～冬に減少する季節変動が見られた
長期的傾向を把握するため1 2 か月移動平均を使用した

結果 山形市における各項目の推移（12か月移動平均）



路上死頭数

増減を繰り返しながら長期的に減少

補助金件数

上限撤廃後に増加し、安定傾向

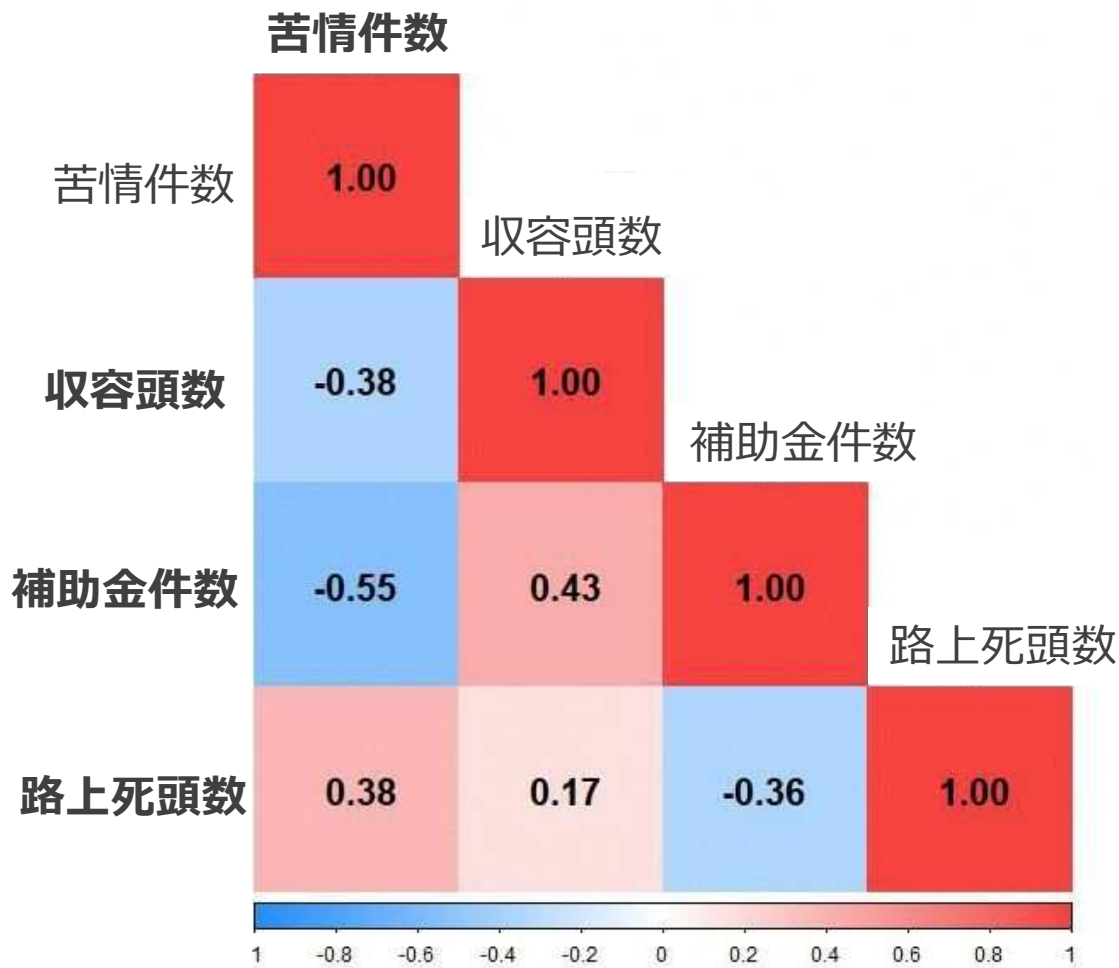
苦情件数

直近に一時的増加があるが減少傾向

収容頭数

一時的な急増があるが減少傾向

結果 苦情件数との相関関係（山形市）



- ・ 収容頭数との相関

弱い負の相関が見られた (-0.38)

- ・ 補助金件数との相関

中程度の負の相関が見られた (-0.55)

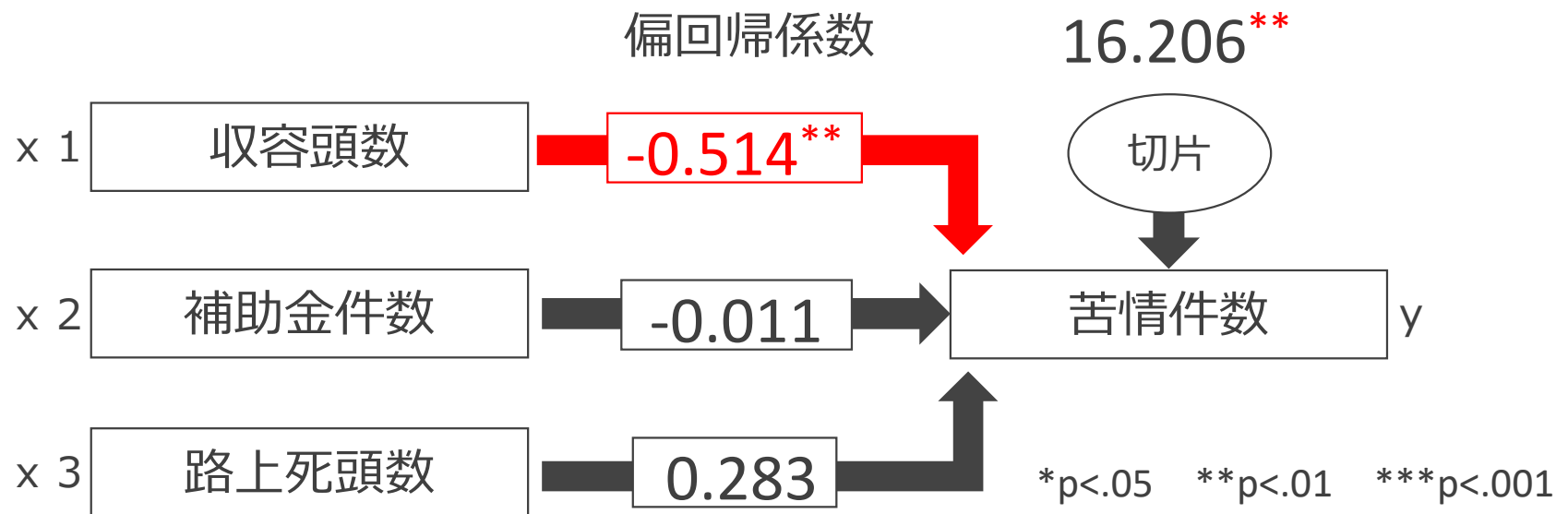
- ・ 路上死頭数との相関

弱い正の相関が見られた (0.38)



収容・不妊去勢手術が進むにつれて、
苦情件数が減少することを示す

結果 回帰分析（山形市）



自由度調整済み決定係数：0.290

収容頭数の偏回帰係数は1%有意で減少要因となるが
補助金件数および路上死頭数に有意性はなかった

結果 中心市街地における各項目の推移（12か月移動平均）



補助金件数

上限撤廃後に増加し、安定傾向

路上死頭数

増減を繰り返しながら長期的に減少

苦情件数

直近の増加傾向は軽微。減少傾向

収容頭数

一時的な急増があるが減少傾向

結果 苦情件数との相関関係（中心市街地）



- ・ 収容頭数との相関

相関関係が見られなかった (-0.07)

- ・ 補助金件数との相関

強い負の相関が見られた (-0.71)

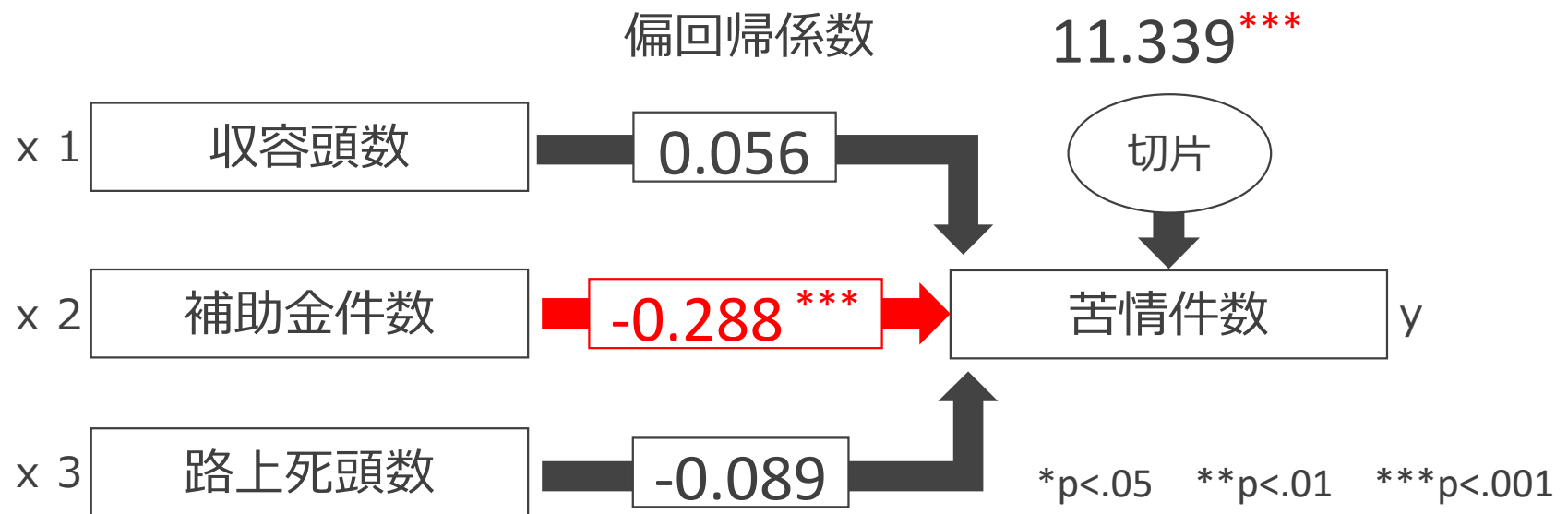
- ・ 路上死頭数との相関

弱い正の相関が見られた (0.36)



不妊去勢手術が進むにつれて、
苦情件数が減少することを示す

結果 回帰分析（中心市街地）



自由度調整済み決定係数：0.5665

補助金件数の偏回帰係数は0.1%有意で減少要因となるが
収容頭数および路上死頭数に有意性はなかった

考察① 不妊去勢手術の効果と課題



不妊去勢手術の普及により、**苦情件数の減少**を確認



補助金件数が最も多い**中心市街地**に効果が限定



市全体で補助金を活用した不妊去勢手術の実施体制の強化が必要

考察② 収容の効果と課題



苦情件数と収容頭数には負の相関が確認された

収容施設の受入数を圧迫

地域住民の適正飼養への意識変化が伴わない



収容を継続するだけでは
苦情件数削減の効果は長期的に持続しない

考察③ 路上死の影響



路上死の発生は偶発的であり、
苦情件数の減少に影響を与えないことが確認された



苦情件数削減には直接的な効果は期待できない

今後の取組み

苦情が多く寄せられる地区への不妊・去勢手術のさらなる普及

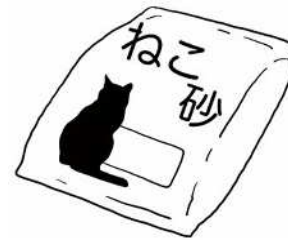


R6～

地域猫活動団体等支援事業



猫用のえさ



トイレ材

1 か月分の現物支給



野良猫のふん尿やごみ散乱等による生活環境への被害防止

さいごに

不妊去勢手術を重視した施策の強化

適切な収容

啓発活動

地域づくりの推進



今後も継続して町内会やボランティアと協力し
野良猫対策を行う必要がある

(仮称) わんにゃんポートサポーター制度について (素案)

1 目的

本制度は、山形市動物愛護センター（わんにゃんポート）の業務を支援するボランティアサポーターを募集し、動物の適正飼養や譲渡促進、地域における動物愛護意識の向上を図ることを目的とする。

2 対象者

動物の愛護と適正飼養の普及啓発や、わんにゃんポートの支援に意欲的に取り組める山形市内に住所のある個人又は団体等。

3 活動内容

預りサポーター	子猫の授乳	センターで保護されている犬や猫を自身の飼養場所で一時的に預かり、授乳や馴化を行う。
	成猫の馴化	
館内サポーター	飼養管理の補助	センターに来所し、保護犬の散歩やしつけ、犬や猫の給餌、馴化、トリミングなどを行う。
	イベントスタッフ	館内で実施されるイベント、講習会、動物愛護教室などの事業運営に協力する。
飼い主のいない猫サポーター	啓発活動	地域住民と協力し、活動範囲内の猫の状況を把握し、不妊・去勢手術の実施や適正管理に関する助言を行う。
その他	上記以外の動物愛護管理に関する活動	

4 登録要件

- ・心身ともに健康であること。
- ・18歳以上であること（18歳未満は一緒に活動できる成人がいること）。
- ・サポーター制度の趣旨に賛同できること。
- ・動物の適正飼育等について知識等を有すること。
- ・ボランティアは活動中の事故に備えて保険に加入すること。

5 活動する際の遵守事項

- ・他の施設利用者の妨げにならないように注意すること。
- ・センター職員の指示に従って活動し、事故発生防止に配慮すること。
- ・センター職員の許可なくセンターの物品を使用しないこと。
- ・活動中に動物に異常を認めたときは、直ちにセンター職員に報告すること。
- ・活動中に知り得た情報に対し、守秘義務が果たせること。

6 登録手続き

- ・サポーターとして登録を希望する者は、サポーター登録申請書兼誓約書を提出しなければならない。

- ・申請書の提出を受けたときは、当該申請者が登録要件を満たす者であるか審査し、サポーターとして登録するものとする。
- ・任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、自動更新とする。ただし、年度の途中から登録する場合は、登録の日から当該年度の3月31日までとする。
- ・登録者に対し登録証を交付する。
- ・活動中は登録証を名札として着用する。

7 登録の抹消

- ・本人からの届け出があった場合。
- ・サポーターとして、その活動が適性を欠くと認められる場合。
- ・活動中にセンターの職員の指示に従わなかった場合。
- ・1年間、1度も活動がなかった場合。

8 活動中の事故・トラブル対応

ボランティア活動中の怪我に対して応急措置を行うが、事故に対する保証は一切行わない。

9 報酬及び活動費用

サポーターは無報酬とする。また、活動に伴う交通費は自己負担とする。

10 サポーター研修

サポーターの資質向上のための研修を行う。

11 その他

その他必要な事項については、センター長が定める。